

都市景観審議会の承認について

<平成18年度 第2回岸和田市都市景観審議会 議事録>

《開催日時》平成19年2月8日(木) 14:00~16:30

《場所》岸和田市役所 別館3階 会議室

《内容》

●諮問事項 第2回岸和田市都市景観表彰について

(事務局説明)

- ・第2回都市景観賞について大規模建築物等届出部門、一般公募部門の表彰者各1件、および奨励賞・特別賞の設置および各表彰者について承認を求める。

(会長) 先に説明のあった都市景観賞の取組みに対する意見と表彰者の承認があるが、まずは自由に意見を述べてもらい、その後、承認について採決したい。

(委員) 現地を見たが、奨励賞の保育園は遠景から見たとき、屋根の上に室外機がむき出しの状態である。景観賞は建築賞ではない。視点は周辺への気配り、コモンセンスが大切である。配管設備等のむき出しには疑問が残る。近所とのトラブルなどもあると聞いており、そういう始末ができていない。承認の条件として、周辺地域が不快にならないように、そういう点を修正してもらいたい。

(事務局) 選考委員会の議論でもデザイン的にはダクトの処理やまとまりで気になる点が指摘されている。そうしたこともあって都市景観賞とならなかった経過もある。しかし、今回奨励賞は設計・建築において子どもが関わっているなどの取組み自体を評価したものである。

(委員) 各部門の都市景観賞については、妥当であると考えている。人がどれだけ建物に関われるか、また次世代に引き継げるものであるかという視点が大切である。大規模建築物等届出部門の都市景観賞候補の集会所は、今後多くの人に関われるものということでは良いと思う。また一般公募部門の都市景観賞候補の和菓子店も、実際に訪問した際、店の方の心づかいに触れることができた。店の隅々にも細かな配慮が感じられ、住まう人の心意気が伝わった。今回の景観賞の取組みは、人々の関わりや次世代につなげるという意味で諮問のとおりで良いのではないか。

(委員) 保育園については、近隣とのトラブルに関しては、まず地域で話し合ってもらうことが大切である。現場調査の際は、室外機は気にならなかった。和菓子店は本町の導入部であり、いい立地である。今後、地域のリード的役割を果たすのではないか。

(委員) 保育園は、デザイン的というと少しボリュームが大きい。現場調査の際、室外機よりもむしろ側面のダクトの方が気になった。完璧なものではないが、どういうところで妥協点を見出していくかが大切である。室外機の問題にしても、どこまでの遠景にこだわるかで評価が変わってくる。そういう意味で、最低限、室外機を前面道路に出さず、また、子どもたちが外構づくりに参加していることは評価できる。その点で都市景観賞までではないが、奨励賞としてよいのではないか。デザイン的にも施設内の子どもの姿が見えるようなデザインとなっている。

(会長) 保育園については、課題もあるが、評価すべき点もあるので奨励賞という扱いになった

- ということか。つまり奨励賞の意味合いは、この物件自体を奨励するというのではなく、評価すべき点があるので、今後更により景観形成に努めてくださいという、受賞者に対する「励まし」という意味である。受賞者に対して改善点などの付帯意見を述べることは可能か。
- (事務局) 一般公募で応募のあった物件であり、表彰の条件として改善を求めることはできない。表彰は表彰として行って、今後の改善点についてアドバイスを申し上げることは可能である。
- (委員) いずれにせよ審査のプロセスは公表する必要がある。実際、市民投票結果と受賞候補にはズレがある。P.16に示されている選考基準については実際、明確であるのか。
- (会長) プロセスの説明と公表の範囲はどう考えるのか。
- (事務局) 市民投票も行っており、その結果はもとより、最終はプロセスも含めて、全て公表する。
- (会長) 市民投票は、どういう形で選考に取り入れたのか。
- (委員) 市民投票と選考委員会については、一次、二次審査という扱いではなく、同時進行なので、どう市民投票を用いたのか説明する必要があるのではないか。また奨励賞という名前は、これを奨励しているという誤解を与えかねないのではないか。
- (委員) 市民投票の結果が、必ずしも最高レベルの判断という扱いとはならないだろう。
- (事務局) 市民投票については、各物件に1枚の写真だけで判断し投票していただいた。先にご報告のとおり、市民投票は市民参加の点で大きな成果があった反面、写真の印象が大きな影響をもち、また地域性や投票者の属性の影響などの課題もあり、その結果について留意する必要があった。そうしたなかで、選考委員会では、数百枚に及び写真と現地調査も行い議論していただいた。そういう意味で、市民投票結果がそのまま受賞物件となるものではなかったが、全く無視するのではなく、市民投票で評価された物件を最大限視野に入れながらの客観的な選考を行ったということである。
- (会長) 今後、市民に納得してもらえそうな、市民投票結果の使い方も検討していく必要があるだろう。先程、報告があったように、市民投票では「まちなみ空間」や「緑」のような風景、必ずしも施主が限定されないものも評価されている。
- (委員) 奨励賞という名前ではなく、特別賞の商店街とあわせて、特別賞を二つということではできないのか。または保育園を子どもとの「手づくり賞」というのはどうか。
- (事務局) 具体的評価の視点によって、賞の名称が変われば、今後際限なく賞の名称が氾濫してくる。奨励賞は先に会長が整理されたように、もともとのカテゴリーにおいて都市景観賞ではないが評価すべき点があるので、今後更により景観形成に努めるよう奨励するものである。一方、今回の特別賞は商店街事業ということで、応募のあった3物件が同一商店街の中にあり、設計者が同一という、非常にレアなケースであり、それらを「まちなみ」（もともとのカテゴリーではない）として評価したものである。今後はあまりないであろう。
- (委員) 受賞対象に挙げた相手には、既に伝えているのか。
- (事務局) 受賞候補者には、選考委員会で推薦いただいた時点で、本審議会に諮問するに先立ち、内定であることを前提に、正式に決まった時点で受けていただけるかどうかの確認は行なっている。
- (会長) 景観賞の取組みについては、これが完成形というのではない。まだまだ今後の課題はたくさんあるだろう。今回の取組みについては、まず第1号議案について原案のとおり承認する

としてよろしいか。

(各委員) 了承。

(会 長) 続いて、第2号議案についてだが、先程来、議論していただいたように、奨励賞の物件について指摘があった。しかし都市景観賞にまで至らなかったという意味合いでの奨励賞ということであり、奨励賞受賞を機に、尚一層、外観デザインの改善に努められることを期待したい。

(委 員) 受賞することにより、今後改善に取り組んでくれることもあるだろう。

(会 長) では、まだ改善点があること、選考にあたってこうした議論があったことを公表し、また受賞者にも伝えることとして、第2号議案について、原案のとおり承認してよろしいか。

(各委員) 了承。

— 自由討論 —

(会 長) 今回市民投票で明らかとなったが、必ずしも施主が限定されない景観も評価することも考えないといけない。一般公募に対して応募された方は、ある意味、よいものを発見した人であるから、そういった方を評価する方法もある。また、今回は事務局が写真を撮影したが、応募者の写真を使用する方法もある。確かに写真自体の優劣に差が出るだろうが、応募者の思いの強弱でもある。

(委 員) 今回、奨励賞の物件については、近隣の事情に詳しい委員の意見もあり選考が難航した。こうしたことは他の物件でもある可能性があり、全てを把握するのは難しいと感じた。また、先の意見同様に応募された方への評価も必要か。

(委 員) 選考にあたっては、どの物件も完璧なものはない。しかし、よいところを評価することが重要である。受賞の際にもアドバイスを申し上げるいい機会となる。

(委 員) 優れた景観、風景を公募し、評価するとの意見もあるが、デザインを評価するに当たり、往々にして目立たないほうがよい場合がある。そういった点にも考慮が必要である。また選考する際に、悪い部分にだけ目を向けるのはいかがなものか。よい部分を評価したい。

(委 員) やはり応募者の思いもあるので、応募理由も今後分析して欲しい。

(事務局) 前回の都市景観賞から4年が経過した。大規模建築物等届出部門と一般公募部門の対象物件数は、合計40件で、今回の取組みとしては適切な量であった。初めての試みであったまちかど審査やインターネット投票など、取組みとしては課題も残ったが、相対的によい取組みであったと自負している。とりわけ市民投票については、予想以上の投票と投票されなくても多くの市民が興味・関心を寄せていたことから、今回取組みの第1の目的である市民参加、市民の景観意識の高揚という点では有効であったと思われる。今後、課題の整理、取組みの評価については改めて、アンケート結果も踏まえてご報告し、今後の景観賞のあり方を検討していきたい。

(以上)